FP	３級	保険

2019年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主のAさん（47歳）は、最近、老後の生活資金の準備について検討を始めたいと考えており、その前提として、自分の公的年金がどのくらい支給されるのか、知りたいと思うようになった。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんに関する資料＞

- 1972年４月14日生まれ
- 公的年金の加入歴（見込み期間を含む）

2019年９月

国　民　年　金		
保険料未納期間	保険料納付済期間	保険料納付予定期間
36月	293月	151月

(20歳)　　(47歳)　　(60歳)

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、《設例》の＜Aさんに関する資料＞に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、2019年度価額に基づいて計算するものとする。

1）$780{,}100\text{円} \times \dfrac{444\text{月}}{480\text{月}}$

2）$780{,}100\text{円} \times \dfrac{444\text{月} + 36\text{月} \times 1/2}{480\text{月}}$

3）$780{,}100\text{円} \times \dfrac{444\text{月} + 36\text{月} \times 1/3}{480\text{月}}$

《問２》 次に、Mさんは、国民年金基金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「国民年金基金は、国民年金の第１号被保険者を対象に老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金への加入は口数制となっており、１口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の２種類のなかから選択し、（　①　）歳から支給が開始されます。２口目以降は、終身年金のA型、B型および確定年金のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型のなかから選択することができます。国民年金基金に拠出することができる掛金の限度額は、月額（　②　）円となっており、支払った掛金は（　③　）控除として所得控除の対象となります」

1）① 65　　② 68,000　　③ 社会保険料
2）① 60　　② 70,000　　③ 社会保険料
3）① 65　　② 70,000　　③ 小規模企業共済等掛金

《問３》 最後に、Mさんは、国民年金の付加保険料について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「国民年金の定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」
2）「仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として48,000円が上乗せされます」
3）「Aさんが国民年金基金に加入した場合、Aさんは国民年金の付加保険料を納付することはできません」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（40歳）は、妻Bさん（39歳）との２人暮らしである。Aさんは、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から生命保険の提案を受けた。Aさんは、子どもがいないため、死亡保障の必要性をあまり感じていないが、公的介護保険の保険料負担が始まったことを機に、病気や要介護状態になった場合の保障については知りたいと思っている。そこで、Aさんは、その提案内容について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身保険（60歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：12,560円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
収入保障特約（注１）	年額50万円×60歳まで	10年
重度疾病保障特約（注２）	一時金　200万円	10年
介護一時金特約（注３）	一時金　300万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	-	-
指定代理請求特約	-	-

(注1) 最低支払保証期間は５年（最低５回保証）
(注2) 所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、重度の慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。
(注3) 公的介護保険制度の要介護２以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「介護保険の第２号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、介護保険の保険給付は受けられません」

2）「介護保険の第２号被保険者が、介護サービスの提供を受けた場合、原則として、実際にかかった費用の３割を自己負担する必要があります」

3）「介護保険の居宅サービスを利用する場合、要介護度に応じて利用できる限度額が決められており、限度額を超えて利用したサービスの費用は、全額自己負担となります」

《問５》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けている生命保険の保障内容について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「Aさんが60歳までに死亡した場合、最低でも850万円（一時金600万円＋年金50万円×５年）の死亡保障があります。加入される前に、Aさんの必要保障額を計算し、過不足のない適正額の死亡保障を準備することをお勧めします」

2）「Aさんが厚生労働大臣が定めた先進医療による療養を受けたとき、その先進医療の技術に係る費用と同額を先進医療給付金として受け取れます。なお、先進医療特約の対象は入院を伴った治療のみであり、外来での治療は対象外となります」

3）「Aさんが所定の重度疾病に罹患した場合、重度疾病保障特約により、200万円を受け取ることができます。ただし、通常、がんの保障については30日間の免責期間があります」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けている生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「支払保険料のうち、収入保障特約に係る保険料については生命保険料控除の対象となりません」

2）「Aさんが介護一時金特約から一時金を受け取った場合、当該一時金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

3）「Aさんが死亡した場合、妻Bさんが収入保障特約から受け取る年金は、課税部分と非課税部分に振り分けたうえで、課税部分については、雑所得として総合課税の対象となります」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、Aさん（40歳）が設立した会社である。Aさんは、現在、従業員の退職金準備の方法について検討している。そこで、Aさんは生命保険会社の営業担当者であるMさんに相談することにした。

＜Mさんの提案内容＞

従業員の退職金準備を目的として、中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）および下記＜資料＞の生命保険（福利厚生プラン）を提案した。

＜資料＞

保険の種類	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	Ｘ社
被保険者	全従業員（30名）
死亡保険金受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	60歳満期
死亡・高度障害保険金額	500万円（１人当たり）
年払保険料	600万円（30名の合計）

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 Mさんは、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）の特徴について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「中退共は、中小企業の事業主が退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。毎月の掛金は、被共済者（従業員）１人につき月額5,000円から30,000円までの16種類のなかから任意に選択することができ、その（　①　）を損金の額に算入することができます。また、新しく中退共に加入する事業主に対して、掛金月額の２分の１（従業員ごと上限5,000円）を加入後４カ月目から（　②　）年間、国が助成します。被共済者（従業員）が中途（生存）退職したときは、退職金が（　③　）支給され、一時金で受け取った場合、退職所得として課税の対象となります」

1）① 全額　　② 1　　③ 従業員本人に直接

2）① ３分の１　　② 2　　③ 従業員本人に直接

3）① 全額　　② 3　　③ 法人を経由して従業員に

《問８》《設例》の＜資料＞の福利厚生プランの保険料払込時の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）

借　　方		貸　　方	
保険料積立金	600万円	現 金・ 預 金	600万円

2）

借　　方		貸　　方	
福 利 厚 生 費	600万円	現 金・ 預 金	600万円

3）

借　　方		貸　　方	
福 利 厚 生 費	300万円	現 金・ 預 金	600万円
保険料積立金	300万円		

《問９》 Mさんは、《設例》の＜資料＞の福利厚生プランについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「福利厚生プランは、原則として、従業員全員を被保険者とする等の普遍的加入でなければなりませんので、制度導入後に入社した従業員について加入漏れがないように注意してください」

2）「福利厚生プランを導入する際は、退職金の支給根拠を明確にするため、退職金規程を整えてください」

3）「保険期間中に被保険者である従業員が中途（生存）退職した場合、解約返戻金は退職する従業員本人に直接支給されます」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんとの４人家族である。Aさんは、2023年中に下記の終身保険を解約している。また、Aさんは、妻Bさんの入院・手術・通院に係る医療費について、医療費控除の適用を受けたいと考えている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　　：会社員
・妻Bさん（47歳）　：2023年中にパートタイマーとして給与収入80万円を得ている。
・長男Cさん（18歳）：高校生。2023年中の収入はない。
・母Dさん（74歳）　：2023年中の収入は老齢基礎年金のみであり、その収入金額は72万円である。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：900万円
(2) 解約した終身保険（月払）の内容

契約年月	：1993年10月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：330万円
正味払込済保険料	：300万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. 妻Bさんの合計所得金額は（　①　）万円を超えないため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができる。 ii. Aさんが適用を受けることができる長男Cさんに係る扶養控除の控除額は、（　②　）万円である。 iii. Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の控除額は、（　③　）万円である。

1）① 48　② 38　③ 58
2）① 103　② 63　③ 58
3）① 48　② 63　③ 38

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）680万円
2）700万円
3）730万円

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における医療費控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「医療費控除額は、『（その年中に支払った医療費の総額-保険金などで補填される金額）－20万円』の算式により算出します。したがって、Aさんが2023年中に支払った医療費の総額が20万円を超えていなければ、医療費控除額は算出されません」
2）「Aさんが通常の医療費控除の適用を受けた場合、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けることはできません」
3）「医療費控除は、Aさんの勤務先の年末調整で適用を受けることができますので、確定申告を行う必要はありません」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、2023年８月25日に病気により死亡した。自宅は妻Bさんが相続により取得する予定である。

＜Aさんの親族関係図＞

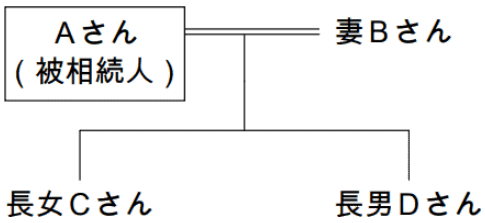

＜Aさんの主な相続財産（みなし相続財産を含む）＞

・預金等の金融資産　：6,000万円
・自宅（敷地330㎡）：2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
・自宅（建物）　　：2,000万円
・死亡保険金　　：2,000万円（下記の生命保険契約によるもの）

＜Aさんが加入していた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　　：終身保険
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　　：妻Bさん
・死亡保険金額　　：2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. 相続税の申告書は、原則として、相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　①　）以内に提出しなければならない。申告書の提出先は、原則として、被相続人の死亡の時における住所地の所轄税務署長となる。
ii. Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　②　）である。
iii. 妻Bさんが受け取る終身保険の死亡保険金2,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は（　③　）である。

1）① 10カ月　② 5,200万円　③ 1,000万円
2）① 10カ月　② 4,800万円　③ 500万円
3）① 1年　② 4,800万円　③ 1,000万円

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けるためには、Aさんの相続開始時において、Aさんとの婚姻期間が20年以上でなければなりません」
2）「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、妻Bさんの法定相続分相当額と1億円とのいずれか多い金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」
3）「自宅の敷地を妻Bさんが相続により取得した場合、当該敷地を相続税の申告期限前に売却した場合であっても『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます」

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が6,600万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	-
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円

1）840万円
2）855万円
3）1,280万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	1
問2	1
問3	2
第2問	
問4	2
問5	1
問6	3
第3問	
問7	1
問8	3
問9	3
第4問	
問10	1
問11	2
問12	2
第5問	
問13	2
問14	3
問15	2